

令和3年第1回定例会（6月議会）

予算及び付託議案審査関係資料

令和3年6月21日

企画振興部

【予算関係】

総合政策課	新秋田元気創造プラン策定事業について（新規）	・・・1
デジタル政策推進課	情報セキュリティクラウド事業について（新規）	・・・4
	モバイルワーク環境整備事業について	・・・6
	デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略 推進事業について（新規）	・・・7
国際課	南米秋田県人会担い手育成事業について（新規）	・・・10

【議案関係】

市町村課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を 改正する条例案」について（議案第142号）	・・・11
------	--	-------

新秋田元気創造プラン策定事業について（新規）

総合政策課

1 目的

「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の推進期間が本年度で終了することに伴い、人口減少問題の克服に向けた取組をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大やカーボンニュートラルへの対応など社会経済情勢の変化を見据えた取組を盛り込んだ、新たな県政運営の指針となる「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」（以下「新プラン」という。）を策定する。

2 内容

（1）総合政策審議会運営費

新プランに掲げる施策の方向性等について調査審議を行う総合政策審議会、企画部会及び専門部会をそれぞれ3回程度開催する。

- ① 審議会 全委員で構成（計29人）
- ② 企画部会 審議会長及び各専門部会長（6部会）で構成（計7人）
- ③ 専門部会 審議会委員及び専門委員で構成（7人×6部会＝計42人）

（2）県民参画促進事業

① 県人会等との意見交換会

本県ゆかりの県外在住者の意見を新プランに反映させるため、県人会等との意見交換会を開催する（東京・大阪各1回）。

② 知事と県外有識者等の意見交換会

県外で活躍する有識者等の視点に基づく有益な意見を把握し、新プラン策定の参考にするとともに、その内容を地元紙に掲載し、新プラン策定への県民の参画を促進する。

（3）新プランPR事業

新プランの普及啓発用冊子及びリーフレットを作成するとともに、県民向け説明会を開催し、幅広く周知する。

3 予算額

6, 992千円 (⊖6, 992千円)

(1) 総合政策審議会運営費 1, 883千円

〔報酬 930千円〕
〔旅費、使用料及び賃借料等 953千円〕

(2) 県民参画促進事業 3, 535千円

〔旅費等 290千円〕
〔委託料 3, 245千円〕

※委託料内訳

- ・ 県外有識者等の招聘経費 1, 600千円
- ・ 新聞広告 1, 350千円
- ・ 消費税 295千円

(3) 新プランPR事業 1, 574千円

〔報償費、需用費等 1, 574千円〕

4 策定スケジュール (案)

令和3年6月	<u>6月議会に方向性を説明</u>
7月	知事と県民の意見交換会
7月～1月	総合政策審議会・企画部会・専門部会
9月頃	知事と県外有識者等の意見交換会
9月	<u>9月議会に骨子案を説明</u>
10月	県人会等との意見交換会
12月	<u>12月議会に素案を説明</u>
12月～1月	パブリックコメント
令和4年2月	<u>2月議会に案を説明</u>
3月	策定・公表

【時代の潮流】

- ・コロナ禍による人・モノの流れの停滞、格差の拡大
- ・あらゆる産業や社会生活におけるデジタル化の加速
- ・世界的なカーボンニュートラルへのシフト
- ・都市集中型社会から地方分散型社会への転換 など

【本県の課題と優位性】

- ・全国のすう勢を上回る人口減少と少子高齢化
- ・県内総生産の伸び悩みと低位にある所得水準
- ・コロナ禍を契機とした差別的な言動の発生
- ・食料供給や再生可能エネルギー、森林資源の優位性 など

【策定に当たっての基本的な視点】

- ・本県の優位性を生かした施策の推進
- ・社会経済情勢の急激な変化に対応したシステムの構築
- ・デジタル技術の活用による産業競争力強化と人材誘致
- ・SDGsの理念を踏まえた寛容性に満ちた社会づくり など

最重要課題である人口減少問題の克服に向けて

「高質な田舎」につながる「概ね10年後の姿」

子育ての希望がかなう社会

「絆」で支え合う地域社会

最先端技術の活用拡大

国内外との交流拡大

安全・安心な生活環境

利便性の高い地域交通

外貨を稼ぐ成長産業の集積

健康寿命日本一

県産品のブランド化

誰にも身近なデジタル社会

充実した医療提供体制

個性を重視した教育環境

概ね10年後の姿の実現に向けて「4年間で創造する元気」

『強靱化（レジリエンス）』
しなやかな強さがある秋田

『持続可能性（サステナビリティ）』
将来にわたり安心して暮らせる秋田

『存在感（プレゼンス）』
日本の成長に貢献する秋田

『多様性（ダイバーシティ）』
誰もが生き生きと活躍できる秋田

元気を創造する具体的な施策群

選択・集中
プロジェクト

賃金水準の向上

カーボンニュートラルへの挑戦

デジタル化の推進

戦略1：産業・雇用

- ・成長分野の発展
- ・中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化
- ・海外市場への販路拡大と企業投資の増進
- ・働きやすい職場環境の整備 など

戦略2：農林水産業

- ・農業の食料供給力の強化
- ・林業・木材産業の成長産業化
- ・持続的に発展する水産業の確立
- ・多様な人材が活躍する農山漁村の実現 など

戦略3：観光・交流

- ・持続可能な稼げる観光地域の実現
- ・食品産業の販売力強化
- ・交流拡大や地域社会を支える交通ネットワークの構築
- ・文化芸術やスポーツを通じた地域の活性化 など

戦略4：未来創造・地域社会

- ・新しい人の流れの創出
- ・結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現
- ・多様性に満ちた社会の実現
- ・女性や若者の活躍 など

戦略5：健康・医療・福祉

- ・「健康寿命日本一」に向けた取組の推進
- ・充実した地域医療提供体制の構築
- ・高齢者や障害者の暮らしを支える体制の強化
- ・誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現 など

戦略6：教育・人づくり

- ・秋田を支える高い志を育む教育の実現
- ・確かな学力の定着と向上
- ・グローバル人材の活躍
- ・生涯を通じた学びの機会の充実 など

基本政策

防災減災・交通基盤

生活環境（交通安全・生活衛生など）

自然環境（水質保全対策など）

新型コロナウイルス感染症への対応

- ・生活困窮者や子育て世代、失業者に対する生活支援
- ・雇用の維持と事業の継続、県内経済の下支え
- ・医療・検査体制と福祉体制の充実、従事者・施設への支援

第2期あきた未来総合戦略の統合

- ・施策・事業の選択と集中による重点取組分野の明確化
- ・コロナ禍後における人口減少対策の効果的な推進

情報セキュリティクラウド事業について（新規）

デジタル政策推進課

1 目的

自治体の情報セキュリティ対策を強化するため、県及び市町村が共同利用している情報セキュリティクラウドを更新する。

2 内容

国による情報セキュリティ対策の強化・広域化・標準化の方針に対応するとともにコストの抑制を図るため、東北6県及び新潟県（265団体）で次期情報セキュリティクラウドを共同調達する。

（1）整備機器

- ・ファイアウォール
- ・マルウェア・スパム対策機器
- ・振る舞い検知機器 等

（2）運用期間（予定）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 共同調達による情報セキュリティクラウド導入のメリット

- ・セキュリティレベルの向上（サイバー攻撃への対応強化、インシデントの早期発見等）
- ・コストの縮減（単独の場合と比較して5年間で1.6億円程度圧縮）

4 予算額

245,300千円（ \oplus 48,150千円、 \ominus 197,150千円）

\oplus ：デジタル基盤改革支援補助金

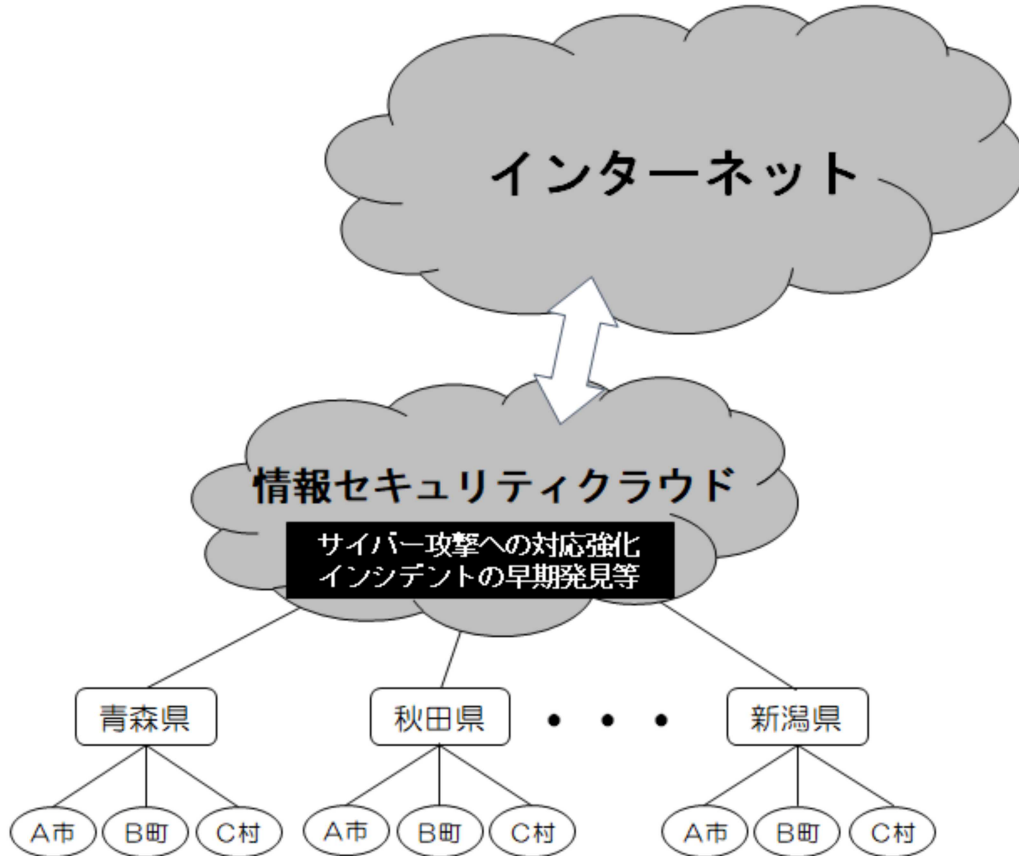
（委託料 245,300千円）

※委託料内訳

- | | |
|------|-----------|
| ・機器費 | 127,000千円 |
| ・構築費 | 72,000千円 |
| ・管理費 | 3,000千円 |
| ・移行費 | 21,000千円 |
| ・消費税 | 22,300千円 |

情報セキュリティクラウドのネットワークイメージ

インターネットとの出入口を集約し、セキュリティレベルを向上



モバイルワーク環境整備事業について

デジタル政策推進課

1 目的

職員のテレワークの実証試験やWEB会議に使用するため、システム及び端末等を整備する。

2 内容

(1) テレワーク実証の拡大

職員が自宅等から安全に庁内ネットワークへ接続できるテレワークシステムを整備し、テレワーク実証を拡大する。(100ライセンス)

(2) WEB会議用端末等の整備

WEB会議やパソコンを所有していない職員のテレワークに用いる端末を各所属1台ずつ購入するとともに、多数が参加するWEB会議に対応するため、大型モニターを購入する。(端末：132台、モニター：18台)

3 予算額

51,274千円 (⊖51,274千円)

〔委託料	48,305千円〕
〔使用料及び賃借料	2,969千円〕

※委託料内訳

・テレワークシステム導入・運用保守	8,337千円
・端末購入・設定作業	39,968千円

(参考) テレワーク実証の進め方

- 今年度は150ライセンス(既存分：50、今回分：100)を使用して、400人程度が実証に参加する予定
- 利用者アンケートをもとに効果や課題を検証し、来年度の方向性を検討(本年10月を目途)
- 職員の自宅にあるパソコンの活用を基本とするが、自宅にパソコンのない職員に対しては公用端末を貸与
 - ・セキュリティに配慮したテレワークシステムを使用

デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略 推進事業について（新規）

デジタル政策推進課

1 目的

デジタル化による地域課題の解決や県内産業の振興を図るため、県内のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現を目指す。

2 内容

（1）DX推進アドバイザー活用事業

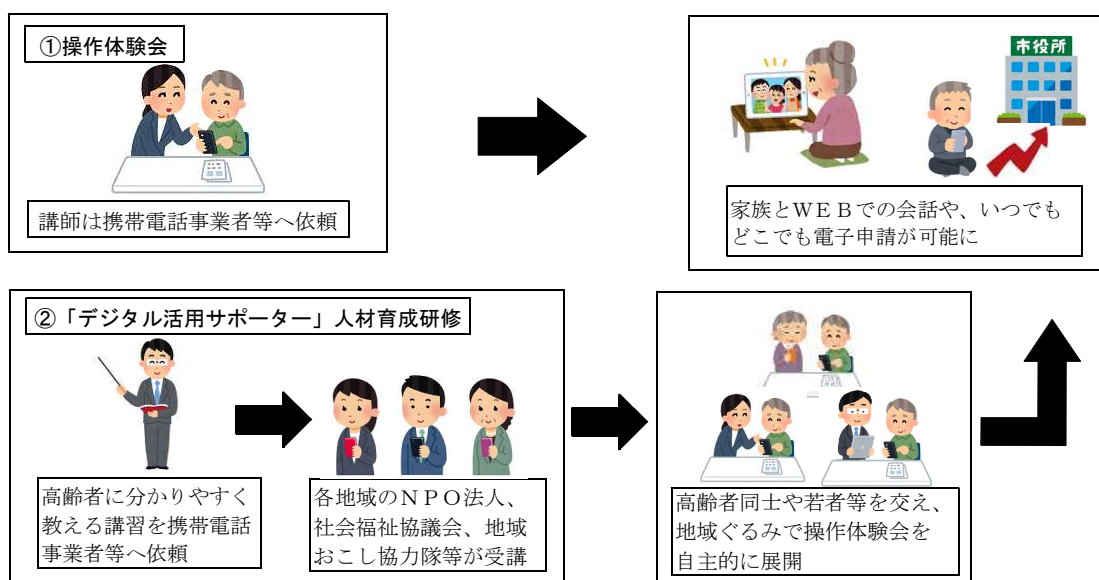
デジタル化・DXの推進を図るため、先進技術の情報や専門知識等を有する外部人材から助言を得る。

- ・DX推進アドバイザーの活用（募集4名）
ゼネラリスト1名、プロフェッショナル3名（行政事務、製造業、観光等）
- ・秋田県DX推進計画（仮称）の策定
委員会方式による検討等（委員6名：県内大学、企業）

（2）高齢者向け「デジタル生活」わくわく体験事業

高齢者のデジタル活用を推進するため、スマートフォン等を手に取り操作できる体験会を開催するとともに、地域において操作講習ができる「デジタル活用サポーター」人材を育成する。

- ① 操作体験会 25市町村で計150回、1,500名受講
- ② 「デジタル活用サポーター」人材育成研修 県内3か所で計9回、90名育成



(3) 秋田ICTフェア開催事業

ICTやIoT等の先進技術に関する展示、セミナーなどを実施し、県民の理解促進を図るとともに、県内企業のマッチングの場を提供する。

- ・開催予定日 11月28日(日)～29日(月)
- ・会場 秋田拠点センターアルヴェ(出展企業数40程度)

(4) 秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム運営事業

秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアムの各種活動を推進し、産学官が連携してデジタル技術の活用による地域課題の解決や県内産業の振興を図る。

- ・主な活動 総会、運営委員会、セミナー等の開催

3 予算額

12,985千円(◎300千円、⊖12,685千円)

◎：東北情報通信懇談会からの補助(秋田ICTフェア開催事業)

(1) DX推進アドバイザー活用事業 5,407千円

報償費	2,740千円
旅費、需用費	1,167千円
役務費	1,500千円

(2) 高齢者向け「デジタル生活」わくわく体験事業 5,036千円

旅費、需用費	446千円
委託料	4,065千円
使用料及び賃借料	525千円

※委託料内訳

- ・操作体験会運営等 3,050千円
- ・人材育成研修業務運営等 1,015千円

(3) 秋田ICTフェア開催事業 1,964千円

委託料	1,964千円
-----	---------

※委託料内訳

- ・企画、運営、広報等 1,964千円

(4) 秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム運営事業 578千円

旅費	385千円
報償費、使用料及び賃借料等	193千円

秋田県DX推進計画（仮称）の骨子案について

計画の理念

デジタル技術の活用により、いつでも、どこでも、県民一人ひとりがそれぞれニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる「高質な田舎」を目指し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進する。

推進体制

秋田県デジタル・トランスフォーメーション(DX)戦略本部
秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム

推進期間

R4～R7年度
(4年間)

推進の視点

「デジタル社会の実現に向けた基本方針」(R2.12.25閣議決定)を踏まえ、以下の視点に留意して計画を推進する。

オープン・透明

継続・安定・強靱

安全・安心

多様性

顧客視点

新たな価値の創造

社会課題の解決

推進の三つの柱

【行政】デジタル・ガバメントの推進
行政手続きにユーザー視点を入れ、県民の利便性向上や事務の効率化を図る。

【産業】県内産業のDXの推進
県内産業の競争力強化に向けたデジタル技術の活用・DXを推進する。

【地域】デジタル技術による地域課題解決
医療、交通、教育をはじめ県民生活の様々な分野でデジタル化による課題解決を図る。

取組の概要

デジタル化の段階 取組分野	① デジタイゼーション アナログ・物理データの デジタルデータ化	② デジタライゼーション 個別の業務・製造プロセスの デジタル化	③ デジタル・トランス フォーメーション(DX) 「異分野のデータ流通・利活用」及 び「顧客視点」による新ビジネスの 創出や組織変革
行政	電子申請・収納の推進、マイナンバーカード活用拡大、RPA・AIツールの導入拡大、文書管理等のデジタル化、電子決裁の拡大、市町村業務のデジタル化・標準化推進 等		
産業	IoT・AI活用による生産性の向上、スマート農業の推進、ICT活用による遠隔監視・点検作業システムの展開、ICT産業の基盤強化、新たなビジネスの創出支援、デジタル人材の育成・確保 等		
地域	ICT活用による地域交通の利便性向上、遠隔医療、在宅医療、ワークেশョンの推進、データ活用による環境保全の推進・就職マッチング促進、県民向けのデジタル技術の普及啓発 等		

新秋田元気創造プランが目指す姿の実現

各分野の取組を推進する環境づくり

産学官連携によるDX普及啓発、情報通信基盤の整備促進、5G/ローカル5Gの導入促進、データ流通・活用環境の整備、デジタル人材の育成 等

南米秋田県人会担い手育成事業について（新規）

国際課

1 目的

本県と南米との架け橋となる人材を育成するため、南米の秋田県人会の若手会員を対象に、本県の伝統文化等に関するリモート講座等を実施し、交流を図る。

2 内容

民謡、伝統芸能、食文化等をテーマとするリモート講座を実施するとともに、講座の振り返りや成果発表などによるフォローアップを行う。

- ・対象者 ブラジル秋田県人会の若手会員（20～40代）
- ・人数 10名程度
- ・時期 令和3年10月～令和4年1月
- ・回数 8回

3 予算額

3,594千円（国3,594千円）

国：中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業費

報償費、需用費等	532千円
委託料	3,062千円

※委託料内訳

- ・謝金、旅費 770千円
- ・会場使用料 120千円
- ・運営管理費等 2,172千円

【参考】南米秋田県人会の会員数（令和3年3月現在）

国名	団体名	会員数	国名	団体名	会員数
ブラジル	ブラジル秋田県人会	177	パラグアイ	ピラポ秋田県人会	12
	アマゾン地域秋田県人会	59		イグアス秋田県人会	6
	ブラジリア秋田県人会	6		アマンバイ秋田県人会	7
アルゼンチン	在亜秋田千秋会	260			

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第142号）

市町村課

1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改めることとする。（別表第85第18号関係）

3 施行期日

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）から施行することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務
一〇十七	略	略	略
<p>十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下この号において「法律」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第八条の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「令」という。）、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）附則第三条及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令（以下この号において「旧令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力</p>			<p>対象市町村 保健所を設置する市</p>
別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務
一〇十七	略	略	略
<p>十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下この号において「法律」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第八条の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「令」という。）、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）附則第三条及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令（以下この号において「旧令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力</p>			<p>対象市町村 保健所を設置する市</p>

<p>十九〇二十八略</p>	<p>を有することとされる同令による改正前の薬事法施行規則（以下この号において「旧省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第三十五条第四項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者の兼務の許可の申請の受理</p> <p>(三) 略</p> <p>(四) 法第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請の受理</p> <p>(五) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

<p>十九〇二十八略</p>	<p>を有することとされる同令による改正前の薬事法施行規則（以下この号において「旧省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者の兼務の許可の申請の受理</p> <p>(三) 略</p> <p>(四) 法第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請の受理</p> <p>(五) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>